

自治体所有の臨時災害放送局用設備を用いた実験試験局開設方法(概要)

- 臨時災害放送局用機器購入の予算が承認され、購入に至った場合には、防災訓練等において試験運用を行なうことが一般的です。複数回の訓練を経ることで、実際の災害発生時には速やかに情報伝達を行なうことができます。以下を参考に活用をご検討ください。（「本番」では、普段の訓練以上には放送を行なうことは出来ません。）

予算承認、購入(訓練開始1年～半年程度前)

- 製造業者から機器を購入※しつつ、①どこにアンテナを設置するか(庁舎屋上?、公共施設?)、③電波伝搬範囲の確定(避難所等の場所)を実施。
※ 在庫状況等にもよりますが、契約から納品まで数ヶ月から10ヶ月程度期間を要するようです。(令和6年5月現在)
- 運用や免許申請等に際して、業者へ委託を行ないつつ実施する場合、訓練開始半年程度前には契約を締結し、電波伝搬範囲を検討させる等、諸準備がありますので、訓練スケジュールを踏まえ、よくご相談ください。
- 上記の内容が決まりましたならば、「実験試験局開設申請書(記載例)」を参考に作成の上、関東総合通信局放送課へお早めにご相談をお願いします。

訓練開始3ヶ月前

- 訓練内容の検討。(コミュニティ放送局がある場合、防災訓練を当日の番組放送に組み合わせる等)
- 送信場所が確定次第、関東総合通信局において、電波伝搬状況の分析及び他の無線局との運用調整を開始。(申請書ドラフト確認)

訓練開始1ヶ月前～訓練開始1週間前

- 申請内容確定、免許申請。正式な審査を経て、無線局予備免許取得。
- 試験電波発射届出提出、工事落成届出書提出、無線設備等の点検実施報告書提出。
→すべての書類が整った段階で正式な無線局免許状を交付。

訓練当日

- 無線従事者の操作により電波発射。電波発射中に自治体内の避難所を巡回し、受信状況を確認。 等々

【参考】臨時災害放送局用設備の製造販売事業者(一例)

□ 臨時災害放送局FM送信装置 TD-100

製造会社 (株)府中技研

機器仕様 <https://www.fg-go.co.jp/product/td100/>

問い合わせ 042-366-3544



□ 可搬型FM放送装置

製造会社 (株)MTS&プランニング

機器仕様 <https://mts-p.jp/disasterfm/>

問い合わせ 024-533-1722



□ 臨時災害放送局送信機

製造会社 (株)サムウェイ

機器仕様 <https://www.thamway.co.jp/japanese/?cn=dG9w&pn=dG9w>

問い合わせ 0545-53-8965



□ 臨時災害放送局用FM送信機システム

製造会社 特定非営利法人 日本地域放送支援機構

機器仕様 <http://www.j-abs.org/system/>

問い合わせ info@j-abs.org



□ 臨時災害放送局FM送信装置

製造会社 田中電気株式会社

機器仕様 <https://www.tanaka-denki.co.jp/22120/>

問い合わせ 0120-150-712

